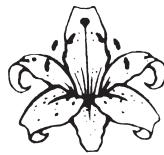


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和7年12月23日（火曜日）

号外 第70号

毎週火曜日及び金曜日発行

## 目次

ページ

## ○条例

|  |    |
|--|----|
| 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）                    | 2  |
| 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（政策・NPO協働推進課） | 2  |
| 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（政策・市町村課）                                     | 2  |
| 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（総務・財政課）  | 4  |
| 神奈川県県税条例の一部を改正する条例（総務・税制企画課）   | 6  |
| 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例（環境農政・農政課）                              | 6  |
| 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・次世代育成課）                           | 6  |
| 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・次世代育成課）   | 7  |
| 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・子ども家庭課）                 | 7  |
| 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・子ども家庭課）                 | 8  |
| 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）        | 9  |
| 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課）        | 10 |
| 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例（県土整備・都市公園課）                                     | 10 |
| 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（県土整備・建築指導課）                                     | 11 |
| 都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例（県土整備・建築指導課）              | 12 |

発行

電話 横浜市政策局（四〇一）二二〇一  
神奈川県中区政策部大通課  
（四五）二二〇一  
一 諸課

により、神奈川県都市公園条例第35条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第84号

### 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に、「第2条の2～」を「第3条・」に改める。

第1条中「第39条第1項の規定による災害危険区域の指定、同法第39条第2項、」を削る。

第2章の章名中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に改める。

第2条の2及び第2条の3を削る。

第3条の見出し中「がけ附近」を「崖付近」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「高さ3メートルを超えるがけの下端（がけの下にあつては、がけの上端）」を「崖（勾配が30度を超える傾斜地であつて、高さが2メートルを超えるものに限る。以下同じ。）の下端」に、「がけの高さ」を「崖の高さ」に、「特別警戒区域内」を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内」に、「がけの形状」を「崖の形状」に改め、同項第1号中「がけ」を「崖」に改め、同項第2号中「がけ」を「崖」に、「2.5メートル」を「1メートル」に、「こう配が45度」を「勾配が30度」に、「しば」を「芝」に、「おおつた」を「覆つた」に改め、同条第2項中「がけの」を「崖の」に、「がけに」を「崖に」に、「がけくずれ」を「崖崩れ」に、「うける」を「受けれる」に、「がけと」を「崖と」に改め、同条第3項中「高さ3メートルをこえる」を削り、「がけ」を「崖」に、「排水こう」を「排水溝」に改める。

第4条の2第1項の表4の項中「第53条第3項各号」を「第53条第2項各号」に改める。

第36条第1項中「興行場等」の次に「（集会場にあつては、客席の床面積の合計が100平方メートル以上のものに限る。）」を加える。

第48条第1項中「合計」の次に「（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第52条の4中「照明設備」の次に「又は照明用コンセント設備」を加える。

第52条の6第2項第1号中「農道その他これに類する公共の用に供する道又は政令第144条の4第1項各号に掲げる基準及び第52条の17の2の規定による」を「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第1項に掲げる基準及び第52条の17の2第1項の」に、「延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅」を「省令第10条の3第3項の基準に適合するもの」に改め、同項第2号中「次に掲げる基準のいずれか」を「省令第10条の3第4項の基準」に改め、同号アからウまでを削る。

第52条の18の2中「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第53条第1項中「（第2条の2及び第2条の3の規定を除く。）」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第59条第1項中「第2条の3、」を削る。

### 附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項、第48条第1項、第52条の4、第52条の6第2項及び第52条の18の2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第85号

**都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例**

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例（平成13年神奈川県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ものは」の次に「、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における開発行為であって」を加え、同条第1号中「直系血族」の次に「又は配偶者」を加える。

第3条中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第4条中「ものは」の次に「、政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における建築物であって」を加える。

**附 則**

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可及び同法第43条第1項の許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。